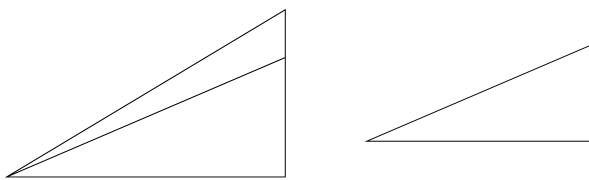



国名	タイ		
公的年金の体系	<p>(1)公務員 全額税負担の報酬比例年金を支給する1階部分と保険料に基づく貯蓄制度である2階部分に分かれている。</p>  <p>(2)民間被用者 保険料に基づく報酬比例年金を支給する1階部分のみ。</p> <p>(3)その他 60歳以上の被用者年金受給者でない者には、一律月額500バーツが支給される。</p> 		
被保険者	政府及び民間企業の被用者		
保険料率	<p>(1)公務員 1階部分：なし（全額税負担） 2階部分：報酬に対して賦課 被保険者3% 事業主（政府）5%（制度改革による年金減少分の補填のための保険料率2%を含む）</p> <p>(2)民間被用者 1,650-15,000バーツの月額報酬に対して賦課。 被保険者3% 事業主3%</p>		
支給開始年齢	<p>(1)公務員 勤続年齢25年以上の離職者・退職者：年齢に関係しない 勤続年齢10年以上の離職者・退職者：50歳</p> <p>(2)民間被用者 55歳</p>		
基本受給額	<p>(1)公務員 1階部分：最終5年間の平均報酬月額に1年の勤続年数につき2%を乗じて算定（最大70%） 2階部分：保険料に運用利息を加えた額を一時金として支給</p> <p>(2)民間被用者 1階部分：最終5年間の平均報酬月額に、保険料納付年数15年で20%、その後の1年の保険料納付年数につき1.5%を加えた率を乗じて算定</p>		
給付の構造	<p>(1)公務員 所得比例年金+貯蓄による一時金 (3)60歳以上のその他の者 定額年金（500バーツ）</p> <p>(2)民間被用者 所得比例年金</p>		
所得再分配	あり（その他の者に対する定額年金部分）		
公的年金の財政方式	<p>(1)公務員 1階部分：給付建の部分積立方式，全額税負担 2階部分：拠出建の貯蓄，完全積立方式 (3)60歳以上のその他の者 全額国庫負担による賦課方式</p> <p>(2)民間被用者 給付建の部分積立方式</p>		
国庫負担	<p>(1)公務員 1階部分：全額国庫負担 2階部分：政府の被用者としての保険料（3%）および1997年制度改革による年金減少分相当保険料（2%、1997年以前に遡及あり） (3)60歳以上のその他の者 全額国庫負担</p> <p>(2)民間被用者 なし。政府負担の1%は児童手当分 法律上は老齢年金・児童手当全体に対して一括して3%まで国庫負担が可能</p>		
年金制度における最低保障	<p>(1)公務員 なし</p> <p>(2)民間被用者 労働省令に最低保障額以上であると記述されているが、最低保障額は決められていない</p> <p>(3)60歳以上のその他の者 定額年金（500バーツ）</p>		
無年金者への対応	2009年4月の定額年金の導入により、60歳以上の国民については、原則無年金者は存在しないこととなった。		
公的年金と私的年金	任意設立可能の上乗せ貯蓄制度がある		
国民に対する個人情報の提供	不明		

タイの年金制度

山端 浩（国際労働事務局社会保障局社会保障数理
専門官）

1. 制度の特色

タイの被用者に対する年金制度は、公務員制度を対象とする制度と民間の被用者を対象とする制度に分けられる。公務員を対象とする制度は、1902年に発足した無拠出制の給付建ての年金制度に加え、1997年に導入された掛金建ての貯蓄制度が上乘せされている。一方、民間の被用者を対象とした年金制度は1999年に導入され、老齢年金の受給資格として最低15年の保険料拠出が必要なこと、および日本で制度発足時に見られたような経過的に保険料拠出を短縮する措置がないことから、2014年に初めて民間の被用者の年金受給者が現れることとなる。

被用者以外に対しては、これまで税財源による月額500バーツ（およそ15ドル）の無拠出制の年金が60歳以上の貧困者に与えられてきており、その支給割合は徐々に60歳以上の全人口の2割程度にまで拡大してきたが、2009年4月から被用者年金の受給者（2014年までは公務員年金受給者のみ）を除く全員に支給されることになり、低額とはいえ、60歳以上の全国民を対象とした年金制度が誕生することとなった。

(1) 公務員制度

公務員には、当初は無拠出制の全額税負担による最終給与比例の年金（公務員としての勤続年数が25年に満たない場合は一時金）が直接政府から支給されていたが、1997年にこの無拠出制年金の水準を若干切り下げ、その代わりに、拠出した保険料（政府（雇業者）5%、公務員（被用者）3%）に利子収入を加えた一時金が支給される政府年金基金が導入され、2階建の制度となった。

(2) 民間被用者制度

民間の被用者を対象とする年金制度は、労働省社会保障事務局が運営する広範囲の給付（傷病給付（医療および所得保障）、出産給付、老齢給付、障害給付、死亡給付、児童手当、失業給付、労働災害給付）を支給する社会保険制度の一部であり、老齢年金の保険料率は所得の6%であり、部分積立方式により財

政運営が行われている¹。

民間被用者の年金給付は報酬比例年金であり、最終5年間の平均給与に15年の保険料拠出で20%、その後の1年につき1.5%で逡増する給付乗率（保険料拠出30年で42.5%）を乗じることにより算定される。発足当時は、年金水準は最終5年間の平均給与に保険料拠出年数と、15年の保険料拠出で15%、その後の1年につき1.0%で逡増する給付乗率（保険料拠出30年で30%）を乗じることにより算定することとなっていたが、この年金水準は、ILOの社会保障の最低基準に関する第102号条約に定められた30年間の保険料拠出で40%の所得代替率を保障する規定よりも低く、他国の給付建の公的年金と比較しても低い水準であることから、ILOが給付算定式の変更を勧めたこともあり、2014年の支給開始を待たず、現在の給付算定式に変更が行われた。年金受給開始後の年金額の改善については法律に明文規定がなく、2014年に年金が支給された後に議論に上ることが予想される。

2. 沿革

(1) 公務員制度（総合職）

タイにおいては、1902年に公務員年金が発足し、数次による法律改正を経て、1951年以来、政府職員年金法に基づき公務員に対する年金（公務員としての勤続年数が25年に満たない場合は一時金）の支給が全額税負担によって行われてきた。1997年に雇主（政府）および被用者（公務員）による拠出制の政府年金基金が発足し、政府職員に対する老齢給付は、税金を財源とした最終5年間の平均給与比例の年金を1階部分、保険料（政府（雇業者）5%、公務員（被用者）3%）を財源とした個人口座の一時金（運用収入を含む）を2階部分とする2階建の制度に再編成された。

(2) 民間被用者制度

民間の被用者に対する社会保障制度については、1954年にタイで初めての社会保障法が成立したものの、その当時の政治情勢のため施行されずに終わった。しかしながら、社会保障法は成立しなかったものの、1956年には労働法に労働災害・出産・傷病時の雇業者による直接保障が盛り込まれ、1958年の労働省令に30日の傷病給付および出産給付が規定され

た。

1974年には労働者災害基金が、タイで民間被用者に対する初めての社会保障制度として、バンコクの20人以上の被用者がいる企業に対して施行され、1994年にはタイ全土の10人以上の被用者がいる企業にまで適用が拡大した。

労働者災害以外の広範囲の給付を支給することを明記した社会保障法が1990年に成立し、労働省社会保障事務局が、労働者災害基金および社会保障基金（労働者災害給付以外の給付を支給する）を運営するために設立された。この法律は、段階的に社会保障給付およびその適用を拡大するという政策に基づくものであり、その第一段階として1991年には傷病・出産・障害・死亡給付が、タイ全土の20人以上の被用者がいる企業に対して施行された。その適用範囲は1993年に10人以上を雇用する企業、2002年に1人以上を雇用する企業に順次拡大され、その給付は1998年に老齢給付・児童手当、2004年に失業給付にまで拡大された。

3. 制度体系の概要

(1) 公務員制度

1997年3月以降に雇用された公務員（総合職）には、税金を財源とした最終5年間の平均給与に比例した年金が支給されるとともに、保険料拠出をともなう新制度である政府年金基金に加入が義務付けられており、本人（公務員）および政府（雇用主）の保険料拠出額に運用利子を加えた一時金も支給されることとなった。

一方、1997年以前に雇用された公務員（総合職）は、(ア) 保険料拠出を要しない最終給与比例の年金が支給される旧制度に留まり年金（公務員としての勤続年数が25年に満たない場合は勤続年数に比例した一時金）を受給する、(イ) 保険料拠出をともなう新制度に移行し、最終5年間の平均給与比例の年金（公務員としての勤続年数が25年に満たない場合は勤続年数に比例した一時金）および個人口座に積み立てられた一時金を受け取る、のいずれかの選択権が与えられている。公務員制度の加入員は、2003年でおおよそ120万人である。

なお、地方政府の公務員は1951年の法による中央政府の総合職とほぼ同等の給付、中央政府の一般職

の公務員（2003年におおよそ16万人）は退職一時金および任意設立の貯蓄制度（労使3%ずつの保険料拠出）による給付、公営企業は給付建または掛金建の貯蓄制度による給付、政府関連機関は任意加入の貯蓄制度による給付を受給しており、公務員や公営企業の形態により異なる年金制度の適用を受けている。

(2) 民間被用者制度

労働省社会保障事務局の運営する社会保障制度が、一部の例外（季節労働者、農林水産業従事者、私立学校教員等）を除き、企業で働く民間被用者をカバーしている（2006年において適用者数はおおよそ890万人である）。私立学校教員は労使3%ずつの保険料率の拠出による独自の貯蓄制度によりカバーされており、労働省社会保障事務局の運営する社会保障制度の適用を受けていない。

なお、使用者と被用者の合意により、(ア) 被用者の保険料率は3-15%の範囲、(イ) 使用者の保険料率は被用者の保険料率に等しいか上回る、という条件の下で貯蓄制度を任意に設立することが認められており、2003年末時点でおおよそ140万人がカバーされている。

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 公務員制度

(ア) 旧制度（1997年以前から勤続し旧制度の適用を選択した者）

年金の受給資格は、勤続年数25年以上の退職者（年齢を問わない）または勤続年数10年以上かつ50歳以上の退職者である。この条件を満たさない場合でも、勤続年数10年以上の退職者（年齢を問わない）または勤続年数1年以上かつ50歳以上の退職者は退職一時金を支給される。

退職年金の給付月額、最終月の給与月額に1年の勤続年数につき2%の給付乗率を乗じて計算される。退職一時金の額は、最終月の給与月額に勤続年数を乗じて計算される。

(イ) 新制度（1997年以前から勤続し新制度の適用を選択した者および1997年以降から勤務した者）

全額税負担による1階部分の年金および退職一時金の受給資格は、旧制度と同じである。退職年金の給付月額は、最終5年間の平均給与月額に1年の勤

続年数につき2%の給付乗率を乗じて計算される。なお、退職年金給付は最大で最終5年間の平均給与月額70% (35年勤続分) に制限される。退職一時金の額は、最終月の給与月額に勤続年数を乗じて計算される。

政府年金基金による一時金(2階部分)は退職・離職時に支給される。この一時金額は、原則、雇業者(政府)の保険料負担分3%および被用者(公務員)の保険料負担分3%、合計6%に運用利息を加えたものである。しかしながら、1階部分の年金が支給される場合には、(イ1)1997年以前から勤務している場合には、勤続時から1997年までの給与に2%を乗じた額にその期間の利息見込額を加えた額および1997年以降の勤務期間の給与に2%を乗じた額に運用利息を加えた額、(イ2)1997年以降から勤務した者については、1997年以降の勤務期間の給与に2%を乗じた額に運用利息を加えた額が加算される。この政府による給与の2%相当額に運用利息(見込)額を加えた額は、旧制度から新制度に切り替えたために年金額が12-15%程度目減りしたことを補償する趣旨で導入された。

結果として、新制度の年金および一時金給付総額は、平均的には旧制度を上回るものと考えられている。

(2) 民間被用者制度

年金の受給には15年以上の保険料拠出が必要であり男女ともに55歳より支給される。年金月額は、最終5年間の平均給与月額に、15年の保険料拠出で20%、その後の1年につき1.5%で逡増する給付乗率(保険料拠出30年で42.5%)を乗じることにより計算される。保険料拠出期間が1年以上15年未満の場合には労使の保険料(給与の6%)に運用収入を加えた額、1年未満の場合には本人保険料相当分(給与の3%)が一時金として支給される。年金のスライドについては、法律上明確な規定がなく、また年金は2014年より支給されるため、スライドについては2014年の年金の支給を視野に入れつつ、議論されていくものと考えられる。

5. 負担, 財源

(1) 公務員制度

1階以下部分の所得比例年金は全額税負担である。

2階部分の貯蓄制度は雇主(政府)が3%、被用者(公務員)が3%それぞれ負担する。なお、1階部分の制度改革による年金額の減少を補償するために、1階部分の年金受給者には、2階部分の貯蓄制度に政府がこの3%に加えて2%を負担する。このため、年金を受給する長期にわたって勤務する公務員については、2階部分に、合計して給与の8%の保険料が積み立てられることとなる。なお、1997年以前から勤務しており年金を受給する者については、1997年以前の勤務期間に遡って給与の2%と運用利息見込額が使用者(政府)により積み立てられる。

(2) 民間被用者制度

年金の保険料率は、賃金(下限1,650バーツ、上限15,000バーツ)の6%であり、被保険者が3%、事業主が3%それぞれ負担する。法律上は、老齢年金および児童手当を支給するための保険料率は、被保険者、事業主、政府の各々について3%(合計9%)を超えないこととされており、現在、老齢年金および児童手当を支給するために、被保険者が3%、事業主が3%、政府が1%の保険料を負担しており、法律上に明確な規定はないものの、社会保障事務局の見解によると1%は児童手当分とされているために、年金の保険料率は6%と推定することが妥当である。

賃金の上下限、特に上限については数次にわたり改定が議論されILOも平均賃金上昇率を目安とする改定について助言したが、1998年の制度施行時より一度も改定されていない。

6. 財政方式, 積立金管理運用

(1) 公務員制度

1階部分の財政方式は、1997年以前は全額税負担による完全賦課方式であったが、1997年の改正により、毎年、年金および退職一時金給付の1年間の給付総額の20%以上を、その積立金総額が年金および退職一時金給付の1年間の給付総額の3倍を超えるまで積み立てることとされ、全額税負担ではあるものの、財政方式は部分積立方式に移行した。2階部分については、個人貯蓄口座であるため、完全積立方式である。運用については、政府年金基金のものと小委員会が監視・勧告を行う。財務省令は60%以上をリスクの少ない資産で運用するように定めてお

り、現在70%は基金が運用し、残りの30%は外部で資産運用されている。2008年において、68.5%が固定金利の運用（国債・社債を含む）、9.5%が国内株式、14%が国外株式、4%が不動産市場、4%がその他の資産運用構成となっている。

(2) 民間被用者制度

財政方式は部分積立方式であり、2014年に年金支給が始まるまでは、小額の一時金支給を除きその保険料のほぼ全額は積立てられている。2006年には、社会保障基金の積立金総額は、年金以外分も含めてGDPの5.6%に達しており、その8割程度が老齢年金・児童手当相当である。なお、財政上は老齢年金と児童手当が一括りになっており、合計の保険料率は7%（事業主3%、被用者3%、政府1%）であるが、法律上に明記はないものの政府負担の1%は児童手当分とされている。運用については、社会保障基金・労働災害補償基金のものと三者構成の小委員会が監視・勧告を行う。財務省令は60%以上をリスクの少ない資産で運用するように定めており、その大部分は国債・社債・銀行預金などにより運用されている。2006年には、83%が国債・社債・銀行預金などの比較的安全資産で運用されており、残りの17%は株式等で運用されている。

7. 制度の企画・運営体制

制度の企画・運営は、労働省社会保障事務局が実施している。社会保障基金のもとには、三者構成（政府・使用者・被用者）の社会保障委員会、医療専門家により構成される医療委員会および三者構成の不服委員会の3委員会があり、労働災害補償基金ののもとには、三者構成の労働災害補償委員会および医療専門家により構成される医療委員会の2委員会がある。財政再計算については、法律上明文規定がないが、2004年にILOが再計算を行い、老齢給付の改善、将来の支給開始年齢および保険料率の段階的引上げなどの提言を行った。

8. 最近の動き

タイは、急激な少子化に直面しており、将来的には日本や韓国に続いて、少子高齢問題に直面することは避けられない見通しであり、高齢化とその問題への対処は重要な政治問題であると認識されている。

しかしながら、民間被用者制度については2014年に給付が始まるということもあり、いまだ年金改革の機運は熟しているとは言い難い。とはいうものの、現行制度（その当時の計算は、旧給付乗率（1年につき1%）が使われている）のままでは、2052年には積立金が枯渇するというILOの財政再計算結果は少なからず衝撃を与えたようであり、給付が始まる以前から、先進国が歩んできた改革（支給開始年齢引上げ、保険料引上げ、報酬上限の引上げ、年金の算定基礎となる給与の平均年数の延長等）と同様の改革が議論の俎上にのぼりはじめている。給付水準については、ILOが提言した15年の保険料拠出で20%、その後の1年につき1.5%（保険料拠出30年で42.5%）という給付改善が受け入れられたこと、また安全資産運用が主だったため経済危機による資産価値の減少は限定的であると想定されるとはいえ、今般の経済危機に対応するため、老齢年金・児童手当に対する保険料率の総計が7%から6%に2009年の7月から12月まで一時的に引き下げられた²ことなどもあり、2009年現在進行中のILOと社会保障基金による財政再計算では、2004年時点の将来推計に比して、より厳しい結果が予想される。

公務員制度（中央政府の総合職）については、一般には1997年制度改革により、制度は貯蓄方式に根本的に改革されたという誤った認識が国内・国際社会を問わず流布されているが、内実は、以前からの給付水準の非常に高い全額税負担の制度を小額の給付引下げのみで温存し、本人負担を要する貯蓄制度を上乗せしたとあって差し支えない。2階部分（貯蓄制度）の資金運用等の華やかな部分に目を奪われて、政府の財政規律や社会保障の官民格差についていまだ真剣な議論がなされておらず、更なる1階部分の給付引下げ等の合理化が今後重要な問題として議論の俎上にあがってくることが予想される。

民間の自営業者・農民等への社会保障の適用拡大は、何度も議論され、ILOも調査・研究を通じて提言を行ってきた。ILOは、現在の保険料負担能力では、保険料拠出には限界があり、税制無拠出年金の拡大によってこれらの層に対処すべきであると提言してきたが、政権がタクシン元首相の率いるタイ愛国党からアピシット首相の率いる民主党に移行したこと、全国民に適用される無拠出制の年金は民主党

の長年にわたる政権公約であったこと、タクシン首相が実現させた全国民に適用される無料医療制度と比肩しうるポピュリスト政策が民主党の目玉政策として必要であったこと、今般の経済危機への対応として消費を底上げするための財政出動が要請されたことなどもあって、2009年4月に被用者年金を受給しない60歳以上の全国民に一律500バーツの年金支給が始まった³。全額国庫負担による制度であり、企画立案は社会開発・人間の安全省、財政上の企画立案は財務省、制度の実施・施行は内務省と地方政府が担当することとなった。

今後この政策が将来の政治の変化・人口の高齢化⁴に耐え持続していくか、1,000バーツ以上の貧困線に比して低額な年金が今後改善されていくか、また最低でも物価の上昇などの経済変動に合わせて実質価値を維持するように年金額は改定されていくか、例外的とはいえ社会保障基金の非常に低額な年金は500バーツを下回ることもあるので整合性をどう担保していくのか、など課題がまだまだ山積みではあるが、今後注視をしていく必要がある。

主として財務省・アジア開発銀行が提唱した被用者年金が適用されない国民に対する貯蓄制度は、現在、国会で審議が行われている。今のところ、施行への動きは見られないが、施行された場合、自営業者等に対する上乘せ貯蓄制度が機能するかどうか注目に値する。

.....

〈注〉

- ¹ 財政上は、老齢年金は児童手当と一体的に運用されており、労使それぞれによる3%の保険料率に加え政府による保険料率1%を加えた合計7%となっているが、社会保障基金によれば、明文規定はないものの1%は児童手当分とされており、6%が老齢年金相当分とするのが妥当とのことである。なお、障害年金及び死亡一時金は、財政上は、医療給付（現物・所得補償現金給付を含む）・出産給付等と一体的に運用されている。
- ² 2009年の後半6月に限り、医療給付（所得補償のための現金給付を含む）・出産給付・死亡給付・障害給付を支給するための保険料率は、現行の使用者・被用者・政府それぞれ1.5%ずつの保険料率をそれぞれ0.5%ずつに、失業給付については現行の使用者・被用者それぞれ0.5%および政府0.25%の保険料率の据置き、年金給付・児童手当を支給するための保険料率を、現行の使用者・被用者それぞれ3%および政府1%から使用者・被用者それぞれ2%ずつとした。これにより、政府支出総計は変化しないが、使用者・被用者についてはそれぞれ2%の保険料率の減少になる。
- ³ タイの無料医療制度の導入の立役者の一人である著者の友人は、まだタイ愛国党が政権にあった当時、ILOの無拠出年金の提言を、民主党政権が万が一誕生すれば導入されることもあるのではと、揶揄もこめて著者に語っていた。
- ⁴ この定額年金は、将来サラリーマンが増え社会保障基金への適用が進めば、受給者の伸びを抑えることが可能であり、財政は、将来のタイ経済の長期動向にも大きく依存している。